

令 7 山 監 査 第 1 4 号
令和 7 年 (2025 年) 4 月 8 日

外 6 名 様
(別紙請求人名簿のとおり)

山口県監査委員 友 広 巖

同 曾 田 聡

同 古 林 照 己

同 正 司 尚 義

山口県職員措置請求について(通知)

令和 7 年 3 月 14 日 付 け (令 和 7 年 3 月 14 日 受 付) で 請 求 の あ っ た 住 民 監 査 請 求 に つ い て は、次
のとおり却下します。

記

1 請求の要旨

山口県知事が令和 5 年度に契約締結した「山口県農業試験場跡地利用基本計画策定支援
及び民間活力導入可能性調査業務」委託について、契約手続きは地方自治法第 234 条第 1
項及び第 2 項において一般競争入札を原則としており、例外的な手続きをとる場合はより具
体的客観的な理由が求められるべきである。ところが、県の契約方式は随意契約(公募型プロ
ポーザル方式を含む)が行われており、その理由は「他に例を見ない大規模事業」であると言
うだけで、県民への具体的で客観的な説明がなされているとは到底言えない。この点で、本件
契約締結方式決定手続きは地方自治法第 234 条第 1 項及び第 2 項に反しており、違法(不

当)な契約・履行にあたり、本件業務委託が一般競争入札で行われた場合に 35,107,600 円で落札されたと思料されることから、山口県財政は本件契約の請負金額 39,325,000 円との差額 4,217,400 円の損害を被った。

県は、本件損害額 4,217,400 円を契約締結者である山口県知事(1/2)と委託料 400 万円以上の決裁権者である永富直樹総合企画部長(1/2)に請求し、その金額のうちから山口市に費用負担割合(損害額の 1/2)を返却すること。

2 請求に対する判断

(1)住民監査請求について

住民監査請求は、地方自治法第242条第1項の規定により、普通地方公共団体の住民が、当該普通地方公共団体の長やその職員について、違法又は不当な、①公金の支出、②財産の取得・管理・処分、③契約の締結・履行、④債務その他の義務の負担があると認めるとき(これらの行為がなされることが相当の確実さをもって予測される場合を含む。)、あるいは違法又は不当に、⑤公金の賦課・徴収を怠る事実、⑥財産の管理を怠る事実があると認めるときは、これらを証する書面を添え、監査を求め、損害の補填等のために必要な措置を講ずべきことを請求することができるものである。

(2)請求についての適格性(要件審査)について

請求人は、業務委託契約は、通常一般競争入札によるべきところ、本件業務委託契約は、例外的に随意契約(公募型プロポーザル方式)としたにもかかわらず、具体的な理由が示されていないため、この契約締結方式決定手続きは、地方自治法第234条第1項及び第2項に反し、違法(不当)な契約・履行にあたる、と主張していることから、本件請求は、違法又は不当な契約の締結という財務会計行為を対象として行われたものと認められる。

住民監査請求は、地方自治法第242条第1項及び第2項の規定によれば、公金の支出、財産の取得・管理・処分、契約の締結・履行といった当該行為があった日又は終わった日から1年を経過したときは、正当な理由がある場合を除きできないとされている。

判例によれば、「地方自治法第242条第2項本文にいう当該行為のあった日とは一時的行為のあった日を、当該行為の終わった日とは継続的行為についてその行為が終わった日を、それぞれ意味するものと解するのが相当である。前記事実関係によれば、本件監査請求においては、本件賃貸借契約の締結がその対象となる行為とされているところ、契約の締結行為は一時的行為であるから、これを対象とする監査請求においては契約締結の

日を基準として同項本文の規定を適用すべきである」と示されている。(平成14年10月15日最高裁判所判決)

これを踏まえると、本件請求は、前述のとおり、違法又は不当な契約の締結という財務会計行為を対象として行われたと認められることから、本件請求における当該行為のあった日とは、本件業務委託契約を締結した日と解することが相当であり、当該業務委託の契約締結日が令和5年6月16日であることから、本件請求は、契約締結日の翌日から起算して1年という監査請求期間を徒過した後に行われた請求である。

次に、地方自治法第242条第2項ただし書にいう正当な理由の有無については、判例によれば、「当該行為が秘密裡にされた場合に限らず、住民が相当の注意力をもって調査を尽くしても客観的にみて監査請求をするに足りる程度に当該行為の存在又は内容を知ることができなかつた場合」において、「住民が相当の注意力をもって調査すれば客観的にみて監査請求をするに足りる程度に当該行為の存在及び内容を知ることができたと解される時から相当な期間内に監査請求をしたかどうかによって判断すべきものである」と示されている。(平成14年9月12日最高裁判所判決)

この判例については、個々の住民が主観的に知らなかつたというだけでは「正当な理由」とは認められず、また、「相当の注意力」とは、報道や広報誌等によって受動的に知りうる情報だけに注意を払っていれば足りるものではなく、住民が常時誰でも情報を閲覧することができる状態に置かれれば、住民が相当の注意力をもって調査すれば客観的に知ることができたものと解されている。

これらを踏まえると、本件業務委託契約に関する情報は県庁ホームページに掲載され、常時誰でも閲覧することができる状態であることから、住民が相当の注意力をもって調査すれば客観的に知ることができた場合に当たり、判例における「当該行為が秘密裡にされた場合に限らず、住民が相当の注意力をもって調査を尽くしても客観的にみて監査請求をするに足りる程度に当該行為の存在又は内容を知ることができなかつた場合」には該当せず、本件請求については、地方自治法第242条第2項ただし書の規定は適用されないと認められる。

なお、請求人は、「措置請求の内容」において、「委託は、2.に記述した通り違法(不当)な契約・履行にあたり、山口県財政は4,217,400円の被害を被った」と記述していることから、仮に、本件請求が契約の履行という財務会計行為を対象とするものと解した場合であっても、請求人は、本件業務委託契約の締結についての違法性・不当性のみを主張してい

ることからすれば、本件監査請求期間については、契約締結日の翌日から起算すべきものである。

3 結論

以上のとおり、本件措置請求については、請求の適格性を満たさないものと判断し、その請求を却下する。

4 個別監査契約に基づく監査について

却下の場合、監査を実施しないため、個別外部監査契約に基づく監査について検討は行われなかった。